

国立市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

1 目的

本指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年条例第75号）（以下「法令等」という。）に基づき、国立市の公共施設における受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を防止し、もって、市民をはじめとする利用者及び公共施設で勤務する職員等（以下「市民等」という。）の健康の保持及び増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 この指針に係る定義

（1） たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に定める製造たばこ、製造たばこ代用品及び加熱式たばこをいう。

（2） 公共施設

市が所有又は管理する施設（指定管理者制度を導入している施設を含む。）をいう。ただし、国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例（平成25年12月国立市条例第44号）第2条第2号に規定する公共の場所については、法令の定めがある場合を除き、当該条例によるものとする。

（3） 施設等管理者

対象施設を所管する課等の長をいう。

（4） 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされることをいう。

（5） 敷地内禁煙

対象施設の建物内及び敷地内の全ての場所における喫煙を禁止することをいう。

3 基本指針

市民等の健康への悪影響を防止する観点から、望まない受動喫煙を生じさせないようにするため公共施設は敷地内禁煙とする。ただし、市長が特に認めた場合において、法令等に基づき受動喫煙を防止するための措置を講じた施設（屋内を除く）についてはこの限りでない。

4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 市は市民等に対し、喫煙による健康への悪影響、禁煙を促す方法及び喫煙マナーの向上について、さまざまな機会において普及啓発を行い、受動喫煙防止に取り組む機運を醸成していく。
- (2) 施設等管理者は、市民等に受動喫煙が生じないように、本指針に基づき、必要な具体的措置の実施及び趣旨についての周知を図り、理解と協力を得るものとする。
- (3) 第1種施設^{*1}は別表に基づき推進する。第2種施設^{*2}においては原則基本指針どおりとするが、それぞれの事由の場合において市長が判断する。

5 実施時期

- (1) この指針は、令和元年7月1日から実施する。なお、第2種施設における対応については令和2年4月1日から全面施行とする。
- (2) この指針は、施設条件や状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。

別表

国立市における公共施設の取り扱い	
第1種施設	
小・中学校	敷地内禁煙
教育センター	敷地内禁煙
保健センター	敷地内禁煙
保育園	敷地内禁煙
児童館、学童保育所	敷地内禁煙
児童遊園、ちびっこ広場	敷地内禁煙
子ども家庭支援センター	敷地内禁煙
市役所	公衆喫煙所 ^{*3}
北市民プラザ、国立駅前プラザ	敷地内禁煙
福祉会館	敷地内禁煙

第1種施設^{*1}：学校、病院、児童福祉施設、政策や制度の企画立案業務が行われている行政機関庁舎など。

第2種施設^{*2}：第1種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設。

公衆喫煙所^{*3}：多数の者が利用する施設のうち、屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設。